装管調第６６７５号
令和３年４月２６日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部総務部長
海上幕僚監部装備計画部長　殿
航空幕僚監部総務部長
航空幕僚監部装備計画部長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

令和３年４月２３日の緊急事態宣言以降における装備品等の調達の実施について（通知）

標記について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第３２条第１項の規定に基づき、令和３年４月２３日、緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を実施すべき区域として、１都２府１県（東京都、京都府、大阪府及び兵庫県）が公示されたことを踏まえ、令和３年３月２１日の緊急事態解除に伴う装備品等の調達の実施について（装管調第４０１９号。令和３年３月２２日。以下「実施通知」という。）及び令和３年４月９日の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る公示を踏まえた装備品等の調達の実施について（装管調第５９７７号。令和３年４月１５日。）によるほか、特に緊急事態宣言を実施すべき区域に所在する機関等においては、実施通知第２

項に示す留意事項について可能な限り実施されたい。

なお、緊急事態宣言を実施すべき区域の変更が行われる場合は、変更後の区域について、同様の措置を適用するものとする。

本通知について、疑義等が生じた場合は、順序を経て防衛装備庁調達管理部調達企画課に問い合わせられたい。

関連文書：装管調第４０１９号（令和３年３月２２日）
　　装管調第５９７７号（令和３年４月１５日）
配布区分：防衛装備庁調達管理部調達企画課長、原価管理官、企業調査官